



青和特許法律事務所¹の先生方との対談録

青和特許法律事務所
会長 石田 敬²

青和特許法律事務所
所長 青木 篤³

青和特許法律事務所
副所長 鶴田 準一⁴

青和特許法律事務所
カウンセラー 古賀 哲次⁵

北京林達劉知識産権代理事務所
所長 劉 新宇⁶

前書き

この対談録の前書きを書き始める今、私が青和特許法律事務所の先生方へのインタビューのために、事務所を訪問させていただいてから、すでに3ヶ月余りの時が経ち、北京は酷暑の続く真夏を迎えています。私は、アシスタントたちが一生懸命まとめてくれた『Lindaと青和特許法律事務所の先生方と対談録』の中国語原稿を手にしてじっくり読みながら、3ヶ月前のインタビュー当日のことを昨日のことに思い返すとともに、私が尊敬してやまない青木⁷

¹青和特許法律事務所は、1966年に青木朗先生(注釈7)より設立され、日本および外国における知的財産権に関する業務全般を行っており、米国、カナダ、ヨーロッパ、中国、韓国、東南アジア、インド、オーストラリア、中近東、アフリカ、中南米等、世界中にネットワークを持つ国際的な特許法律事務所です。現在、所員は約320名がいます。

²石田 敬 青和特許法律事務所 会長 日本国弁理士 略歴:旭化成工業(株)勤務の後、1972年に事務所入所、長年にわたり特許部門のリーダーとして、また前所長として事務所を牽引、化学分野のエキスパート、2008年に会長就任、併せてAIPPI Japanの要職を歴任し国際的に活躍。

³青木 篤 青和特許法律事務所 所長 日本国弁理士 略歴:ユニチカ(株)勤務の後、1988年に事務所入所、米国留学(George Washington University Law School)を経て、商標部門のリーダーとして事務所を牽引、また商標分野のエキスパートとして国際的に活躍、2003年に所長就任。

⁴鶴田 準一 青和特許法律事務所 副所長 日本国弁理士 略歴:三菱化学工業(株)勤務の後、1973年に事務所入所、長年にわたり機械部門のリーダーとして事務所を牽引、機械分野のエキスパート、2003年に副所長就任。

⁵古賀 哲次 青和特許法律事務所 カウンセラー 日本国弁理士 略歴:(株)リコー勤務の後、1980年に事務所入所、長年にわたり化学部門のリーダーとして事務所を牽引、化学分野のエキスパート、2017年にカウンセラー就任。

⁶劉 新宇 林達劉グループ 社長 北京林達劉知識産権代理事務所 所長 中国弁理士

⁷青木 朗(1919年~2012年) 青和特許法律事務所・名誉会長 略歴:1962年に弁理士試験合格後、1966年青木内外特許事務所を開設、所長として事務所を牽引、1982年青和特許法律事務所に改称、1993年会長となり、所長辞任、黄綬褒章を受章。2012年3月6日、永眠、享年92歳。

名誉会長のお声やお姿が、今なお鮮明に耳に響き、目に浮かび、身近にその存在を感じられることをとても嬉しく思っています。

私自身そう長いとは言えないこれまでの22年間に及ぶ弁理士としての人生の歩みにおいて、人生の師と仰ぐ魏先生⁸と2001年に出会えたことをとても幸運であったと感謝しています。その歩みにおいて、魏先生は多くの著名な日本知財界の先輩方と会う時、よく私も同行させていただきました。青木名誉会長と知り合えたのも、魏先生の導きによるものでした。名誉会長は魏弁護士をととても可愛がってください、それこそ「屋烏の愛」とでも申せばよいのでしょうか、私にも大変目をかけてください、日本を訪問した際にはいろいろご案内いただきました。私は、この50歳近くも年長の大先輩に対して、少しも緊張することも、臆することもなく、そのご厚意に素直に甘え、その保護を享受していたことを、今では恥ずかしく思っています。そして、名誉会長の米寿のお祝いパーティには、3名の外国人が招かれたのですが、魏先生と共に私までその光栄に浴することができたのです。

今回インタビューに伺う前、魏先生から、「劉さん、一体いつになったら青木名誉会長についてのインタビューに出かけるのですか。」と何度となく尋ねられました。ですから今回、長年構想を温めてきた対談録を実現することができ、とても嬉しく思っています。読者の皆様におかれましては、この対談録を通じて、日本の著名な青和特許法律事務所及び先代の名誉会長を少しでもご理解いただければ幸いに存じます。そして、この対談録を通して、名誉会長のようにその人となりがこのように素晴らしかった人物がいたことを、私たちのどんなに感謝しても



きれない思いを少しでもご理解いただければと思っております。数年前より魏先生から、「文章を書くことをこよなく愛する貴女は、いつになったら私のことを、林達劉事務所のことを、そして貴女自身のことを総括して、書いてくれるのですか。」と度々尋ねられているのですが、本当のところは、まず感謝の意味を込めて、魏先生の弟子である私が青木名誉会長のことをまとめることを、願っていたと確信しています。ですから、私は、首を長くして待っている魏先生の希望を叶えるべく、前進あるのみ、書き続けるのです。

皆さんお一人お一人がご自分のやり方で、ご自身の将来の青写真を描き、そして、私たちの誰もが、お世話になった恩師へ想いを文章にできれば素晴らしいことだとしみじみと思います。対談録を通して、青木名誉会長を追想し、天国の先生にその想いが少しでも届けば幸いに存じます。

劉 新宇
2017年7月

⁸魏 啓学 北京林達劉知識産権代理事務所 創業パートナー、北京魏啓学法律事務所 所長 弁護士・弁理士 略歴：1946年生れ、1969年8月～2001年12月 中国国際貿易促進委員会(CCPIT)に勤務、同所 専利商標事務所副所長を担当、2002年1月 金杜法律事務所に入所、同所所長を担当、2005年1月に、林達劉事務所に入所。1979年から、商標法、特許法、技術契約法、著作権法、ソフトウェア保護条例、技術導入契約管理条例、弁理士条例などの法令の立法及び改正作業に参加してきた。魏啓学弁護士は、中華商標協会が組織した専門家審議委員会に「2016年商標リーディングパーソン」の称号を授与。

正文

リンダ: 本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。先生たちより、先代の青木名誉会長の人となりについて、ご紹介いただければと思います。若い中国の弁理士には、そこからいろいろ学んでもらいたいと思っています。本日のインタビューに入る前に、まずは中国知財分野の近況をご紹介させていただきたいです。最近、中国の企業は、自ら日本の事務所を選ぶようになり、今年になり中国の会社から数多くのよい発明が生まれています。弊所も今年に入り、中国国内の優良企業より出願を多く依頼されるようになりました。その際、弊所の事務所の文化、管理体制は、貴所などの日本の事務所に育てられたことを中国国内の企業にこうのように伝えていきます。ですから、本日の貴重な機会、青木名誉会長への追想を通して、貴所のことを多くの中国の事務所ご紹介できればと思っています。

青木: 弊所は設立して51年になります。当時のことを全て知っている人はもういません。しかし、私は家族として、その当時、父は仕事がなく、暇にしていたので、とても心配でした。あと、覚えているのは、父は仕事一筋の人でしたので、当時は自家用車などありませんでしたので、いつも釣竿を自転車にくくりつけて、釣堀によく行っていたことを覚えています。そんな風でしたから、私はうちは大丈夫かなとも思っていたのです。

弊所のお客様の第一号は、三菱レーヨンさんで、それは父の大学の教え子とその特許部にいたことがご縁でした。嬉しかったですね。その後、大阪のレッキス工業の社長に、名誉会長が気に入られ、仕事をいただき、長いお付き合いをしていただいています。私は今もレッキス工業さんには毎年ご挨拶に伺っています。私にとって、遠縁の小父さんのような感じです。そういった意味から言えば、名誉会長は、よい仕事関係を作ることをとても心がけていました。その点は見習う点が多いと思っています。

石田: 私の記憶が正しければ、仕事がなかった当時、翻訳をやっておられたと伺っています。繊維関係の文章の英日翻訳をしておられました。もともと繊維関係の優秀な先生でしたので、先代会長の自叙伝『宿命』には、大学講師時代の教え子から、「先生何をしておられるのですか。」と言われたというくだりがあります。しかし、ご縁を大切にし、ご縁に恵まれた方でした。名誉会長は、お生まれになる二週間前に、お父様がすでにお亡くなりになり、お母様の郷、米沢というところ、昔上杉藩があったところで、お母様に育てられたと伺っています。そして、米沢興譲館中学、米沢高等工業で繊維を学び卒業し、東京工業大学を卒業され、今でいうと大学院である第一期特研究生になられ、その頃日本は終戦を迎えたそうです。先生はその後、母校に残られ東京工業大学で、ご専門の繊維機械関係の講師を務めてお

著書略歴 Photographer's Career in Brief
1919年4月25日生まれ。1945年 東京工業大学 大学院 (特別研究生) 卒。同年 同大学、専任講師任官。
兼業、大和紡績株式会社勤務。Burns Law Firm (New York) 勤務を経て1965年 青木内外特許事務所を開設し、今日の青和特許法律事務所 (senior partner) に至る。
Born April 25, 1919. Graduated from the Graduate School of the Tokyo Institute of Technology in 1945 (Special Researcher). Appointed special lecturer at the Institute the same year. Employed at the Daiwa Spinning Company and Burns Law Firm in New York, then established A. Aoki & Associates in 1965 where he is currently senior partner.

写真略歴 Photographic Career
日本写真学会会員
王立写真協会 (英国) 終身名誉会員
1998年5月 眞生堂Gallery (東京銀座) で個展開催。1999年11月 王立写真協会よりFenton Medal受賞。
Member of the Japan Society of Photography. Honorary lifetime member of the Royal Photographic Society (UK).
Private exhibition held in the Shiseido Gallery of Tokyo's Ginza District in May 1998. Awarded Fenton Medal by Royal Photographic Society in November 1999.

その他 Others
1999年10月 世界知的所有権機構 (WIPO) よりGOLD MEDDAL (功労賞) 受賞
Awarded Gold Medal for meritorious service by World Intellectual Property Organization (WIPO) in October 1999.



Kuopi, Finland-1985

られましたが、その後今の言葉でいうと、ヘッドハンティングされ、大和紡績株式会社という当時の大手繊維会社に入社され、社長に目をかけてもらい、米国のマサチューセッツ工科大学に留学させてもらう機会に恵まれ、自動制御を学び、ドクターの学位を取得されたのです。名誉会長は、ポリエステルやポリプロピレンの大家であったのです。うちポリエステルについては、日本を代表した著書もあります。このように繊維機械に関する優れた技術者だったのです。また、名誉会長はアメリカ留学時、会社から派遣されていて、経済的には余裕があったので、当時日本から米国に留学していた経済的に不自由な学生の方々にご馳走などされたそうです。それがご縁で、事務所開設後、色々なところでお世話になり、今日の当事務所があるわけです。名誉会長は、その後、大和紡績を退職して、昭和41年(1966年)にご自分で「青木内外特許事務所」を創設されたわけです。それで今の話につながってくるのです。しかし、事務所開設当初は仕事がなく、先ほど名誉会長のご子息である現所長が心配されていたような状況だったのです。

最初は苦労されて、翻訳の仕事をしていたのですが、そんな時、東京工業大学の教え子である西沢さんという方が三菱レーヨンの特許部にいて、調査の仕事をもたらえたのが第一号のお客さんだったのです。その後、先ほど青木所長が言われたレックス工業や数社の中小企業から同時期に仕事をいただき、さらに富士通さんなどから仕事をいただけるようになったのです。富士通さんについては、その当時ウエハーという専門用語と初めて出会い、名誉会長はお菓子のことだと思いこみ、「どうしてコンピュータ会社がお菓子を作られるのですか。」と尋ねたという笑話があり、外部にも漏れ伝わりました。しかし、名誉会長の素晴らしいところは、その後、ご専門が繊維であったにもかかわらず、Texas Instrumentsという米国のトップ企業の半導体の文献を取り寄せられ、一生懸命勉強されたことです。名誉会長は何事もとことん突き詰めておやりになるお方で、夜も眠らず勉強されていました。

青木: そうですね、青木名誉会長の人となりといったら、私などまったく足元にも及びませんが、本当に一つのことをとことん深めて突き詰めてやっていました。本当に頭が下がります。

石田: 本当に頭が下がります。ご家族には申し訳ないですが、ほとんど事務所に泊り込みで仕事をされていました。私は、事務所が設立して6年目(1972年)に入所したのですが、初めて名誉会長にお目にかかりに所長室に伺った際、所長室に小さい折りたたみの簡易ベットが置いてあったのです。私が、「何をなさるのですか？」とお尋ねしたら、「夜ここで寝てるのだよ。」と仰ったので驚きました。

リンダ: その当時、青木会長はすでに50代でしたか。

青木: 事務所を開設したのが45、6歳でしたから、50代に入っていましたね。

石田: 月曜から土曜日はご自宅に帰らずに、事務所に寝泊りされ、週末だけご帰宅されるという生活スタイルだったわけですね。ご家族は寂しい思いをされたと思いますよ。

青木: いや、そのようなことはありません。うるさい親父がいなかったから、その方が楽でしたよ。忙しくて帰ってこなかったのも、勉強しろとか何も言われなくてラッキーでしたよ。

リンダ: でも、このようにご立派になられたではないですか。

青木: 私は父から勉強しろと言われたことがないのですよ。それは、私が優秀であったから言われなかったわけでは

なく、父自身が忙しく、子供のことをかまう時間がなかったのです。

ですから、本当に父から何か文句を言われたことはありませんでした。若い頃、私ももっと厳しく教育してもらっていたら、もう少しよかったと思っていますよ。

リンダ: 十分ご立派になられたので、ご安心なさっていたのでしょうか。

石田: それに、名誉会長のお偉いところは、ご自分で事務所を創立する前に、米国の友人から紹介され、ニューヨークのバーズ・ロバト法律事務所に1年実地研修に行かれたのです。そして、米国で日中は事務所で図面を書くドラフトマンとしてお仕事をされながら、夜にはコロンビア大学で米国特許法の勉強をされたのです。ですから、事務所を開設された時、米国の特許法にも精通している新人弁理士として売り出すことができたのです。その当時、普通なかなかそこまで考えることはできなかったと思います。しかし、名誉会長は、これからは外国を相手にする必要があるのです。アメリカの法律を勉強されたわけですから、本当に先見の明があられたと思います。そのように働きながら、米国特許法に精通した弁理士となり、日本に戻って来られたのです。



当時、日本は知的所有権の国際的団体であるAIPPIに積極的に参加することとなりました。そして、名誉会長は、言葉ができ、米国特許法がわかる新人弁理士がいるということで、AIPPIで働きをいろいろなさったのです。その当時、AIPPIの日本部会では、中松盛雄先生(現在の中村合同特許法律事務所の前身にあたる中松特許法律事務所を開設した)や湯浅恭三先生(ユアサハラ法律特許事務所)がトップだったのですが、その先生方によく仕え、よく働いたので、とても気に入ってもらえ、可愛がっていただいたそうです。そして、名誉会長がご自身の

事務所を運営される際には、中松先生や湯浅先生はご自身の事務所のファイルを見せてくださったそうです。外国との付き合い方などについて、ファイルの持ちかえりはいけないうけど、ここで写すのは自由だと、貸していただき、請求書の書き方やコレポンの仕方を教えてもらったそうです。ですから、名誉会長は、ユアサハラ法律特許事務所と中村合同特許法律事務所に対しては、非常に感謝されていました。そんなこともあり、その後中国が特許制度をスタートするにあたり、1980年代初めに中国国際貿易促進委員会(CCPIT)から6名の研修生を受け入れられ(その時に魏先生も研修生の1人として来られました)、事務所のファイルを全て公開して、参考にもらったのです。

リンダ: そうなのです。名誉会長からいただいた資料は今、黄色いハードカバーの中で大切に保管され、日本語と中国語の資料があります。

石田: そうなのですよ。全部コピーしたものです。さらにもっとすごいことは、中国でCCPIT事務所のオープンの時、弊社から女性2人も含む4名を派遣し、実地で手続きの仕方までいろいろご指導させていただいたのです。それは名誉会長ご自身が中松先生や湯浅先生から受けた恩を、返さなくてはならないと、知財の黎明期にある中国のために行

動された結果だったのです。任建新⁹先生もAIPPIで来られたのです。そして、名誉会長は中国のAIPPI加盟時に、任建新先生をサポートさせて頂き、任建新先生は名誉会長に非常に恩義を感じてくださっているのです。(当所の会議室には任先生のお礼の額を飾らせて頂いております。)このように、名誉会長はさまざまなご縁のもとに事務所の発展に役立てておられたので、素晴らしいと思っています。本当に名誉会長は、普通の先生ではありませんよ。私でしたら、自分の事務所のファイルを全部見せるなどということはできませんよ。ましてや、自費で当事務所のメンバー(西館弁理士、山口弁理士、坪さん、工藤さん)をCCPITの開業に際して派遣するなどということは、普通の人ではできないことではありませんよ。魏先生は、個人的に青木家と懇意にされ、ご自宅を訪問したりされていたようです。私は青木名誉会長は本当に素晴らしい人だと尊敬の念でいっぱいです。

リンダ: 私は、10年ほど前、西館先生に伺ったことがあります。西館先生が弁理士試験に合格された時、ヨーロッパ滞在中だったそうですが、青木先生より日本時間の深夜にわざわざ、朗報を伝えるために電話をいただき感動したと仰っていました。そして、弁理士として、青和事務所にお世話になることを決めたと仰っていました。

石田: そうなのです。名誉会長は、お客様に対して些細なことでも全力であたり、お客様にご満足してもらえる仕事をしなければならないということをポリシーにしていました。仕事に対しては非常に厳しかったですが、お気持ち的に親のように優しくしていただき、所員を家族同様に扱って頂きました。

リンダ: 私は貴所の隣にあるホテルオークラのステーキ店で名誉会長と2回お食事を一緒にさせていただいたことがあるのですが、2回目の時のことに特に印象深いです。メニューを見ても何を注文すればよいのか分からないでしたら、名誉会長に、「私はここの常客です。私が注文するものに間違いはないから、同じものにすればよいですよ。迷う時、困る時、先輩や経験のある方に聞けばよい。そうではないでしょうか。」と仰ってくださいました。目の前に座っている50歳も年上の名誉会長を見て、私は漸くリラックスでき、笑い出した。デザートを注文する時、私は「先生、何になさるでしょうか？私は先生と同じものにしますから」と聞いたら、名誉会長は、魏弁護士に「彼女はこれから成長するので、今漸く彼女を育成したい魏先生の気持ちが分かった」と仰ってくださいました。

もう一つ、名誉会長から、責任者として、責任を自分でとることの重要性も直接教えていただきました。先生は米国のある事務所から、ミス指摘された時、先生はかなりお年であったにもかかわらず、自ら米国まで謝罪に行かれたと伺いました。そして、私に対して、「貴女も林達劉事務所の所長として、何か問題が発生したら、他のパートナーに任せるのではなく、自ら責任者としての責任を果たさなければなりませんよ。」と教えてくださったことがとても印象に残っています。今の事務所の経営管理に、名誉会長の当初の教えを徹底しようといつも思っていますが、すべてのことをうまく解決させるには、なかなか難しいとしみじみと感ずります。だから、名誉会長のことに大変感服しました。

石田: 本当に名誉会長の人となりには、頭が下がります。問題発生時に、ご自分で米国まで行かれ、日本流で「土下座」までして、謝罪されたのです。ですから、相手側は驚き、誠心誠意その心が伝わったと思います。私も、後年お客様に謝りに行くことがありましたが、名誉会長から「自分で全て判断して、自分でその場で決めなさい。一旦事務所に持ち帰り、会長の指示を仰ぎますとは言ってはいけない。私が全て責任持つから、すべて自分で決めてやってきなさい。」と指示されました。そして、「私は夜、事務所で起きて待っているから、何時でもよいので、結果を報告して欲しい。」

⁹任 建新 1928年生まれ、中国第九回全国政協副主席、1971年～1981年 CCPIT事務所 法律部部长、1981年～1983年、CCPIT副主任、1988年～1992年 中国最高人民法院院長、2008年12月に、中国裁判官協会名誉会長として就任。

い。」と言われました。私も、そのような名誉会長からのご信頼をととても嬉しく思い、頑張ろうという気持ちになりました。そして、結果をご報告すると、心の中では「けしからん」と思っていたかもしれませんが、いつも「それで良い。」と若造の私に言ってくださいました。あのような指導者は後にも先にももう出てこないと思います。私も、おかげさまで今年10月に80歳になります。35歳の時、事務所設立されて6年目からお世話になり、今年で45年経ちます。私自身、自分では何もできない男ですが、名誉会長にご信頼いただき、ここまでやってこれたと感謝しております。名誉会長のお陰で本当よい人生だったと思っています。



鶴田: 私は、石田先生の2年後に入所しましたが、その1日目のことをとても印象深く覚えています。当時は部屋のレイアウトは自分たちで全てやっていたのですよ。今のビルは天井に穴をあけるなどいうことはできないですが、その当時のビルは、自分たちで天井に穴を開けたりして、部屋のパーテーションを自分たちで組んでいました。私は入所した初日に、名誉会長から「君も手伝ってください。」と言われ、その日夜の12時過ぎまでレイアウトをして、帰宅したことをはっきりと覚えています。初日に歓迎会ではなく、部屋作りを夜中の12時までやっていました。それが青和事務所でのスタートでした。また、当時は名誉会長は先ほど石田先生も言われましたように、簡易ベットで事務所に泊り込みしておられましたので、すべてを穿いて、ご自分の自宅のように自由に歩き回っておられましたよ。

リンダ: そのとき、コンピュータはありましたか。

鶴田: 当時はまだありませんでした。その頃は、ワープロもまだなく、所謂和文タイプというもので字を打っていました。私が入った時は所員数はまだ30数人で、非常にアットホームな感じでした。

石田: 私や鶴田が入所した頃より、所員数も急激に増えました。それまでは、とても小さな事務所でした。そして、1人1人を最後まで切らず面倒みてくださいました。名誉会長の言葉で、「30回文句言っても出来なかったら、やめさせる。」と言われていたことをよく覚えています。だから、辞めさせたかった所員もいたのではないかとは思いますが、人を切ることはなさいませんでした。

本当に困った人もいたのですが、面倒をみてくださいました。困ったという言葉は変ですが、仕事のできる、できないではなく、飲み屋に行って暴れたりする人もいましたね。そういう人に対しても、忍耐強く、対処しておられました。

石田: そのように忙しい状況の中でも、名誉会長はご自身の写真撮影という趣味も楽しまれ、英国王立写真協会より終身名誉会員という栄誉も受けられました。

リンダ: そうですね。名誉会長は優秀な弁理士であっただけでなく、有名な写真家でもあったのですね。中村稔¹⁰先生(中村合同特許法律事務所)も弁護士であっただけでなく、日本の近代の有名な詩人でもありましたね。どうして、偉

¹⁰中村 稔(なかむらみのる、1927年1月17日-)は、詩人、弁護士・弁理士、評論家。日本芸術院会員、日本近代文学館名誉館長。

い先生方は有能な事務所経営者であると同時に、プロの芸術家でもあったのでしょうか。情熱家だったのでしょうか。

青木:何事に対しても徹底してやるという根性があったからだと思いますよ。

鶴田:私が事務所に入った頃は、油絵も描いておられましたよ。その才能も素晴らしかったですよ。

石田:そうです。ですから、名誉会長にとって、写真は油絵みたいなものだったのだと思います。同じ感性だったのだと思います。

鶴田:名誉会長は、本当は油絵をもっと描きたいのだけれど、時間が足りないので、写真撮影をしていると仰っていました。この写真は、魏先生にご案内いただいた時の写真、黄山の写真ですよ。結構時間かけて撮りに行かれていましたね。

リンダ:やはり51年間の事務所経営は、いろいろな段階に分けられますか。先生方から見て、名誉会長はいろいろな問題にどのように対処されていきましたか。中国の事務所はまだ若いですし、これから事務所開設を考えている若い弁理士も結構います。でも、本当に事務所設立当初はなんとなく上手くいくのですが、徐々に経営者に対する要求も高くなり、事務所の経営も考えていたのとは違うといういろいろな問題が出てきています。そのあたりの、お話を伺いたいと思います。

古賀:私が入所したのは、鶴田先生よりも5年ぐらい後で、事務所に入ってもう35、6年になりますが、もうその頃には事務所の規模も随分大きくなり、所員数も100名近くに達していましたが、それでも家族のように、子供のように接していただけたことがとても嬉しかったです。ですから、先ほど鶴田先生も言われたようにいろんなバラエティーに富んだ所員がいて、皆が生き生きとして働いていました。それが弊所の良いところだと思っていました。そして、青木先生は社会保険なども早いうちに、完備してくださり、所員のことを本当に大切にしてくれました。1995年1月に神戸で地震が発生した後、前のオフィスビルの耐震性が低いということが分かり、その年の夏には、今のこのビルにすぐにオフィスを移されました。兎に角、何よりも第一に所員のことを考えてくださる先生でした。所員のことを子供のことにように思い、私生活の面倒もいろいろみてくださいました。

もう一つ、覚えていることがあるのですが、青木名誉会長と同時期に事務所を創設されたある先生より伺ったことがあります。青木名誉会長は、とても不思議な才能があって、知り合って1週間もすると知らない間に、仲良くなることができ、周りの皆さんから、本当によい人と言われました。

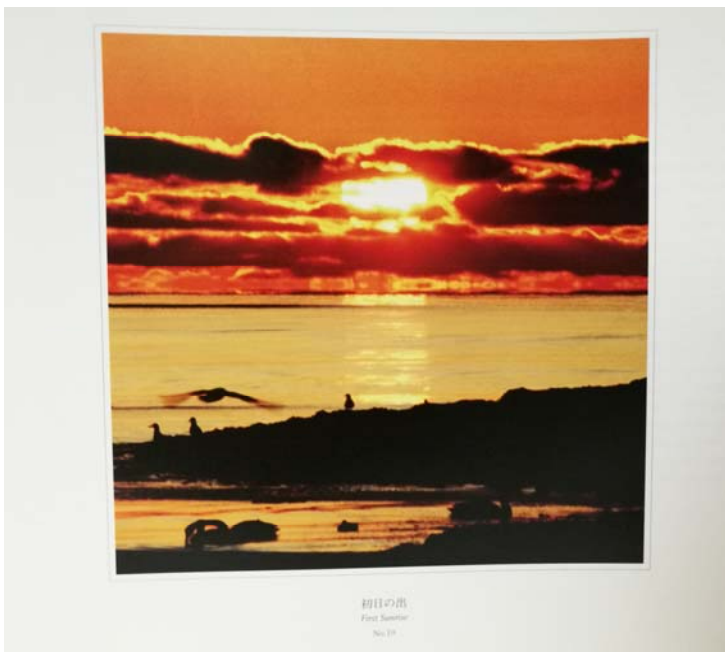
石田:名誉会長は人との和をととても大切にされ、もう一つ追加させていただくと、青木名誉会長はご自分のお部屋に金庫を置いておられて、地震などの不測の出来事に備えて、所員1人1人に現金として5万円ぐらいはいつでも配れるように準備されていました。私も、「何かあったときは、必ず現金を皆に渡してくれ。」と言われていました。所員の家族が困るからと、本当に所員のことを思っていたのだと思います。当時の5万円といったら、大金ですよ。そのころ、すでに所員は100名を超えていましたから、そのようなこと普通できませんよ。本当に所員のことを考えてくださっていたのだと思います。

リンダ:本当に感動的なお話ですね。

古賀:そして名誉会長は、関東大震災(1923年)の頃の特許事務所はどのようにして生き延びたのかとよく仰って、いろいろ調べておられました。万一不測の事態が発生場合に、お客様にご迷惑をかけないようにしなくてはならないと、本当に責任感のおありになる先生でした。

石田:本当に人との和を大切にされ、事務所名の「青和」もご自身の青木姓の「青」と平和の「和」によって構成されています。そして、名誉会長のお墓にも「和」という字が刻まれています。

リンダ:これから、ご在席の先生方には是非教えていただきたいことがあります。中国の知財の若い弁理士、特に会社の知財担当者に対して、何かお伝えいただけることはないでしょうか。また彼達にご期待されていることはなんでしょうか。



青木:うちの名誉会長は逃げることはありませんでした。これは、シンプルなことなのですが、仕事はいつでも上手くいく時ばかりではありません。そのような時、本当に人間の真価が問われると思います。そのような時、言い訳ばかりすることは、一番良くないことだと思うのですが、うちの親父はそのようなことは決してしませんでした。そして、自分たちの立場が悪くても、まず第一に相手のことを考えてとことんやっていました。私もその点については、父には全く及ばないですが、父を見本にして、如何なる時も逃げないようにしようと思っています。あと一点、決してごまかさない。お客様と誠心誠意お付き合いすることを大切にしています。これは、アカデミック

な話ではなく、スピリッツの話ですが、アカデミックというのは、スピリッツが基礎にあってこそそのものだと思うのです。スピリッツがいい加減だと、お客様もその相手との付き合いを見直すことを考えると思います。もちろんアカデミックも必要ですよ、人が良いだけでは、仕事にはなりませんから。

リンダ:もちろんプロフェッショナルな基礎的な知識は必要不可欠で、プラススピリッツですね。

青木:うちの父は合理的なことも考えていたと思いますが、要領が良いだけではだめですよ。要領良い人はたくさんいますが、どちらに重きを置くかといったら、やはり精神的なものだったですね。誠意を持って仕事をして、何があっても逃げずに最後までやりぬくということを大切にしていました。私、父の100分の1にも及びませんよ。もちろん、世代も違いますし、経験も、能力も全く違いますよ。

石田:そんなことないですよ。似ておられるところがたくさんありますよ。

リンダ:そうです。そんなことぜんぜんありませんよ。青木先生と名誉会長とは、それぞれにそれぞれの取柄があるのではないのでしょうか。プライベートの話ですが、私自身は、青木先生に、そして魏先生のほうは名誉会長に似ていると思います。私たちの強みも充分あります(笑)。

青木:先ほど石田先生も仰っていましたが、名誉会長は本当にとことん調べて仕事をしていました。もちろん、自分で100%できるわけではないので、誰かにアサインすることもありましたが、本当によく調べていました。私も、今所員によく言っているのですが、例えばあるケースに対応する時、法的解釈がこれでよいのかと思うことがあるわけですね。そんな時、とことんやるやり方と適当にやるやり方があるわけです。適当にやる場合、人が言ったことをそのまま利用するやり方があるわけですよ。例えば、ある法律の解釈で、これにはこのような判例があるといった場合、では「原典を読んだのですか。」と聞くと、読まずに言っている場合が多くあります。セカンドハンド(また聞き)のやり方で、私もそのようなやり方は好きでないのですが、実際には時間の制約もありますから、うちの父なら、そのような時きっと、「全部読め」、もし「忙しいです」と答えたら、「寝ないで読みなさい」と言うと思うのですよ。私の場合、寝てしまうので、父には全く勝てないところなのです。そういうのは、すぐ分かると思うのですよ。私たちも、お付き合いをされていて、言い方が表面的だと思う時もありますし、もちろん時と場合によりますので、必ずしも悪いとは言いませんが、本当に正確な回答が欲しい時に、いい加減な答えがくるとがっかりしますよね。ですから、弊所ではそれはやらないというポリシーでやっています。少なくとも我が商標部はそうしています。

リンダ:やはり時代は大きく変わっていますね。

青木:時代は変わっても、変わっていけないものもあると思うのです。このようなことは、変わってはいけないですよ。やり方はコンピュータがどんどん進み、いろいろなソフトが出てきて、昔手間隙かけてやっていたことが、今コンピュータやソフトがやってくれる時代になりましたが、やり方は変わっても、精神は変わってはいけない、失ってはいけないと思うのです。

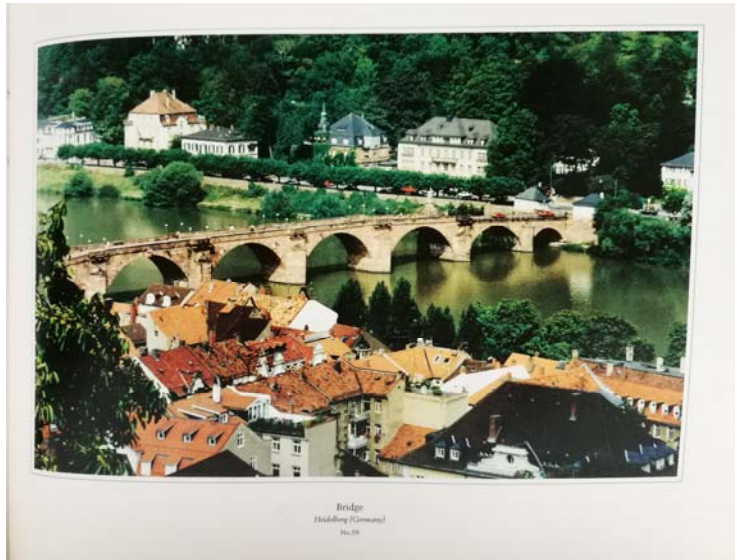
リンダ:本当に同感です。

青木:しかし、とことんやることは難しいです。実際できるかどうかは別として、うちの親父があれやこれや、お客様の前でいろいろ話しているときに、横で聞いていると、それがとことん調べて言っているのか、また聞きしていつているのか、聞いていればわかりました。そして、とことん調べて言っていることについては、説得力があるので、お客様も納得してくれていましたよ。もちろん、時間の制約がありますから、また聞きが全て悪いとは言いませんが、できたらとことんやって欲しいと思います。

リンダ:今中国の若者も、携帯で簡単に調べていますが、それはとことん調べたものではないことは、すぐ分かってしまいます。弁理士は持っている情報を簡単にお客様に伝えるか、もっと下準備してやるかということが大切です。

青木:少し細かい話ですが、弊所の商標の若手弁理士と話したあるケースの話ですが、通常使用権、専用使用権について日本の法律では、専用使用権者でなくては、裁判を起こす資格がないのです。これは法律の枠組みです。ただし、それだけでは結果がよろしくないことがあるので、裁判で、専用使用権者ではない通常使用権者であっても、その契約の内容が独占的通常使用権になっているものがあるわけです。それは、契約ですから、商標や特許とは別の話なのです。では、専用的使用権者の立場が全くないのかといたら、それはそれで現実的によくないので、裁判で損害賠償請求権は認めてもよいのではないかと考えたケースがあるのです。そうすると、通常的使用権者にも提訴する権利があるという一般的なルールのように思われると困るわけです。裁判とは具体的な事実に対して、裁判官が法律や論理を当てはめて、答えを出すわけです。ベースには事実があるわけですが、事実は皆異なっているわけ

で、そうすると今申し上げた通常的使用権者に損害賠償請求権があるといったとしても、100%それが当てはまるかどうか分からないのですよ。私が言いたいのは、通常的使用権者にも損害賠償請求権があると一般的な事実として言うてはいけないということなのです。ですから、しっかり読んで、このような事案には、権利があるけれど、あなたの場合は当てはまらないので、権利はありませんと説明する必要があります。これは、言うのは簡単ですが、一般的な判決ですと、20頁から30頁はありますので、読むのは大変ですよ。その翌日ミーティングがあるとしたら、いくつかのケースがあったら、それこそ寝る時間ありませんよ。でも、そういう地道なことを、しっかりやる必要があるということなのです。



リンダ:そうですね。

青木:でも残念ながら、多くの方はやりません。それは、内外のケースで外国の意見を聞けば分かりますよ。だから、弊所はそこはきちりとしています。

リンダ:最近、弊所では魏先生も私も若い所員にいろいろ注意しています。例えば、携帯が現在、とても進化して、携帯さえあれば、かばんはなくても、財布として使え、空港でもチケットとして使えます。だから、工作中でも携帯からの情報と離れることができなくなっています。ですから、例えば、判例20頁のものを読むときも、携帯の情報を見ながら、読んでいることがあるので、仕事に100%集中できないのです。どうしたら、もっとよい仕事ができるかいつも注意しています。もう一つは、沢山の情報を入手した場合、全ての情報の詳細を検討をしていないという問題点もあります。検討する時間がないから。あと、お客様と打ち合わせしている時、お客様から、この人の検討は不十分なので、もう二度とこの人と係りたくないと思われるような態度も心配です。

青木:法律の話になると、相手から内容を突込まれた時に、反論できないような論理を言うのはよくないと思います。また、商標の話で申し訳ないですが、商標法があり、一つのマークを登録して、その権利範囲があって初めて、第三者の似たような行為を抑えることができるのです。一方、著作権があり、そもそもデザインとかマークが著作権の対象になるかどうかということがまず問題になりますが、それが著作権の対象になる場合、どのような第三者の商標行為についても抑えることができるのかということについて、中国の方がよく、「それは、著作権でいけますよ」とよく仰っていましたが、しかし、私はその場合、著作権でいける場合もいけない場合もあると思うのです。なぜならば、もし著作権で全てを抑えられたら、何のために商標出願をするのかという問題にぶち当たりませんか。そうなったら、著作権でやっていたら、お金がかかりませんので、商標で食っている私たちは困ってしまいますよ。そのような、馬鹿な対応されたら、その事務所との付き合いは御免被りたいと思いますよ。ですから、弊所は、そのようなことは言わないようにしています。

リンダ:魏先生も、若い弁理士が出した結論や提案を見て、いつも「その根拠はどこにあるの?」とか、「その根拠に

関連する事例はあるかどうか調べたか？」といつも聞いています。その時の、ほとんどの弁理士の答えは、「これから調べます」というものなので、「今度来るときは、調べてきてください、そのほうがもっと議論ができますよ」と言っています。ですから、私自身は実務はやっていませんが、魏先生のやり方を見て、私が心配しているのは、魏先生のような厳しい先生が10年後事務所からいなくなったとしたら、若い弁理士は、貴所の先生方のようにプロフェッショナルな先生方とどのようにお付き合いができるかとても心配しています。

青木: そうするとまたスピリッツの話になりましたが、もう一言言わせていただくなら、100%全て調べるということは、話は、第三者や他の方向にも発展するので、そんなに簡単なことではありません。ですから、ある部分については、「後で」ということでも良いと思います。うちの名誉会長は、調べると言ったら、必ず後から、それに対応していました。しかし、今は「後で」と言っても、それに対応しない人が多いような気がします。名誉会長はやると思ったら、100%やっていました。

リンダ: 私も、それが一番大切なことだと思います。誠意を持って、あとは約束を必ず守ることが人として一番必要なことです。

石田: それが、お客様との信頼関係につながるわけですから、一番大切なことです。

リンダ: 先生方のお話を聞いて、私は、しっかりと反省しなければならないことを思い出しました。普段、交通手段や衛生事情など気になる私は、中国地方のところへ行きたくないです。ある日、日本の事務所のある先生から、中国のある町から遠く離れている地方に行きたいとの連絡がありました。魏先生から「2人で一緒に先生夫妻をご案内しましょう。」と言われました。最初、私は断っていませんでしたが、具体的なスケジュールを手配し始めたら、「やはり、行きたくないです。あそこへ電車でしか行けないので、電車のトイレの匂いも気になるし、いやです。魏先生お1人でご案内してちょうだい。」と言ってしまったのです。それは、2008年のことでしたが、魏先生1人で、先生ご夫妻とそのお兄さん夫妻を1週間案内してくださいました。一週間後戻ってきた魏先生は、「将来、貴女1人で事務所を経営する時、お客さんと約束したら、それは必ず実行しなさいよ。今、私がまだいるからいいけれど。」と言われました。今、考えると、本当に恥ずかしかったです。次回、あの先生とお会いすると、「先生ごめんなさい、今度は約束することは必ず守ります。」とお詫びを申し上げます。この前、この話を母にしたら、「1984年にハルビンから北京に来た時、その乗車時間の17時間もありませんでしたが、その時は何回トイレに行ったのか」と聞かれました。さっぱりわけ分からなくて「忘れた」と答えたところ、母は「言いたい事は重要なのは環境ではなくて、人間の気持ちだよ。もともと、好奇心強くて、物事にあんまり文句言わない単純な子だったのに、なぜ今このように環境にうるさくなったのか。」と厳しく諭すように言われました。ですから、名誉会長も、魏先生も、そして私の母も本当に約束をよく守る人です。魏先生は、「日本で青木先生にお世話になった時、いろいろ教えてもらって、青木先生のご自宅に伺い、餃子を一緒に作ったこともあります。」とよく話してくれます。魏先生がこの話をする時、いつも涙なしでは語れません。

青木: うちの子供もそうですよ。魏先生というと、「餃子の小父さん」と覚えていますよ。

リンダ: 中日両国の知財分野における交流は本当に重要だと思います。ずっと前から今日の対談をととても楽しみにきた私は、先生方とこのように思う存分に話しできて、とても幸福な時間を過ごしました。

青木: 専門設定について、特に技術について、法律以上に、やり方が相当変わってきていると思っています。うちの事

務所では、今後やっていかなければならないことは、仕事を定型化していかなければならないと思っています。昔はプロフェッショナルで芸術家でしたので、それぞれに特色がありました。しかし、私たちがやっているのは絵を描くことではないので、どのエンジニアが描いても、同じでなければなりません。つまり定型化が必要だと思います。もちろん、シチュエーションが違いますので、非常に新しい技術、例えばIPS細胞が出たばかりの時は、芸術家の一点作品でよいと思います。しかし、それに関連した技術がいっぱい出てきた



場合、ある程度定型化が必要だと思いますし、お客様にも分かりやすいと思います。何か急に話が変わって申し訳ないですが、その根底にはスピリッツが必要だと思います。

リンダ:そうですね。これから、日本でどのようなクレームや明細書を書いたら権利取得しやすいかという内容のガイドラインについて、時間ある時に中国にお越しいただき、大きな企業の中国の知財担当者を対象にして、中国と違うところを紹介いただけないでしょうか。これから、中国の大手企業も、日本にも出願を移行していくと思いますので、教えていただければありがたいです。そのような大手企業は、登録率などについてもいろいろ考えているようです。先生たちのお力を是非お借りしたいと思っています。

青木:私どもに出来る範囲でしたら、喜んでお力添えしたいと思います。

リンダ:中国の知財業界は大きく変わっています。ですから、これからどんどん外国、日本への移行する出願も増加の一途で、その際、中国企業は自分の目で、日本の特許事務所を見て選択していくと思います。本日、ご教示いただいた内容は中国の知財業界に携わる人に大いに役立つ内容であると思います。本当に先生方、本日はありがとうございました。私自身も多くのことを学ばせていただきました。次回、ぜひ日本で魏先生と一緒に先生方とお食事ができればと思います。近いうちに、先生方との再会を楽しみにしております。

(今回のIPNEWSに掲載している写真は弊所のリンダが青木名誉所長の撮影した作品から撮ったものです。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
 社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
 担当者: 所員 キン 英芳 (Yingfang JIN) 張 輝 (Ashley ZHANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: ipnews@lindaliugroup.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>